

これまでの審議状況

(平成 14 年 10 月 18 日)

総論

- － 経済社会の活性化
- － 構造変化への対応
- － 財政の持続可能性に対する懸念が国民の将来不安を招く一因
 - ・ 財政規律の重要性

個人所得課税

(基本的考え方)

- － 「空洞化」の是正（基幹税としての機能の回復）
- － 経済社会の構造変化への対応
- － 見直しの視点
 - ・ 税制としては出来る限り簡素化・集約化
 - ・ 個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制
 - ・ 広く公平に負担を分かち合うとの基本理念

(改革の方向)

○ 人的控除の見直し

- － 配偶者特別控除
 - ・ 基本的に制度を廃止
 - ・ 税引後手取りの逆転現象に対して所要の配慮措置
- － 特定扶養控除などの各種割増・加算措置等
 - ・ 廃止を含め、制度をできる限り簡素化

法人課税

（基本的考え方）

- － 国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制
- － 国の法人税率は既に先進国並みの水準
今後の水準は、先進国との税率のバランスを踏まえ、税体系全体の見直しの中で検討
- － 既存の租税特別措置等の統廃合を大胆に進めつつ、真に有効な政策税制を集中・重点的に講じる

（改革の方向）

○ 研究開発減税

- － 研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度の導入
 - ・ インセンティブを高めるよう税額控除率を設定
 - ・ 支援対象を特定の業種に限定しない
 - ・ 基幹的部分は期限を区切らない

○ 設備投資減税

- － 真に有効な分野に集中・重点化した投資促進税制の創設
 - ・ IT 投資減税
 - ・ 研究開発用の機械、設備等に対する支援措置

（注）研究開発減税・設備投資減税の基本的枠組みについては別添参照

外形標準課税

（基本的考え方）

- － 税負担の公平性の確保
- － 応益課税としての税の性格の明確化
- － 地方分権を支える基幹税の安定化
- － 経済の活性化、経済構造改革の促進

(改革の方向)

- － その意義の更なる周知に努め、早急に導入すべき

消費税

(基本的考え方)

- － 世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮等のため、極めて重要な税であり、今後消費税の役割を高めていくことが必要
- － 消費税制度に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる

(改革の方向)

○ 中小特例措置等の抜本的見直し

- － 免税点制度
免税事業者の割合を大幅に縮小させるべく、制度を見直し
- － 簡易課税制度
事業者の多くが損得計算の上で制度を選択している実態が窺え、基本的には廃止の方向
- － 申告納付制度
申告納付回数の増加を検討

相続税・贈与税

(基本的考え方)

- － 相続税・贈与税の一体化措置の具体化に際しては、相続時累積課税による、次世代への資産移転時期の選択についての中立性の確保
- － 「中間整理」の検討の方向に沿って、相続時精算課税制度（仮称）として具体化（受贈者の年齢要件（20 歳以上）を明示等）

(改革の方向)

○ 相続時精算課税制度における贈与時の課税の仕組み

ー 基本的仕組み

制度の中立性は相続時の累積課税により実現、概算払いという性格を踏まえた簡索性

ー 控除

- ・ 申告を前提に、一定金額までの贈与について、非課税措置（特別控除等）
- ・ 限度額まで多年分にわたる利用
- ・ 相続税の基礎控除（定額部分＋法定相続人比例部分）の水準との関係

ー 税率

- ・ 一律又は２段階程度の極力簡素な税率構造
- ・ 非課税措置（特別控除等）の水準との適切な組み合わせ

○ 相続税の最高税率の引下げ・控除の見直し等

固定資産税

(基本的考え方)

- ー 市町村税としてふさわしい基幹税目
- ー 安定的な確保が重要

(改革の方向)

- ー 課税の公平の観点から、負担水準の均衡化・適正化を更に一層促進する措置を採る

土地税制

（基本的考え方）

- － 土地税制については、基本的に既にバブル期以前の水準に戻っていることを確認

（改革の方向）

- － 都市再生等土地の有効利用に資する観点からの登録免許税・不動産取得税の見直し

金融・証券税制

（基本的考え方）

- － 簡素で分かりやすい税制
- － 金融商品間の中立性
- － 広く公平に負担を分かち合うとの基本理念

（改革の方向）

- － 金融商品間の課税の中立性の確保
- － 利子・配当・株式譲渡益に対する課税の将来の一体化に向けた検討
（税率、課税方式、損益通算、所得捕捉体制）
- － 配当課税、投資信託課税、株式譲渡益課税

その他（酒税・たばこ税・エネルギー関係諸税等・国際課税等）

今後の議論の中で検討

平成 14 年 10 月 17 日
税制調査会会長談話

研究開発減税・投資減税の基本的枠組み

税制調査会は、経済社会の活性化に資する「あるべき税制」の構築の一環として、15年度税制改革について、いわゆる総理指示5項目を中心に検討を進めてきている。

その多岐にわたる検討項目のうち、研究開発減税・投資減税については、企業の投資の計画的対応に資するよう出来るだけ早い時期にその大要を明らかにすることが望ましい。すでに公表した9月3日の「議論の中間整理」において検討の方向を示したが、その後の審議を踏まえ、その内容がより具体化したので、その考え方を別紙のように整理した。

この際、次のことを付言しておきたい。15年度税制改革については、内閣総理大臣より、経済活性化に資する「あるべき税制」の実現に向けて、多年度税込中立の下で税制改革を一括の法律案にまとめるとの方針が示されている。研究開発減税・投資減税も、この方針に従い実施されねばならない。

つまり、財政の持続可能性に対する懸念が国民の将来不安を招く一因となっている状況を踏まえると、減税の実施に当たっては、具体的な増税と一体で措置することが不可欠である。換言すると、将来世代へ負担が転嫁されないように、一定期間での税込中立を達成すべきである。

現在、税制調査会は、来月中旬を目途に予定している15年度税制改革に関する答申のとりまとめに向けて、引き続き検討を進めている。

「研究開発減税・投資減税の集中」に関する考え方

15年度税制改正において検討すべき事項として、内閣総理大臣より指示のあった「研究開発減税・投資減税の集中」については、本年6月にとりまとめた「あるべき税制の構築に向けた基本方針」において、十分に検討されている。つまり、「我が国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、21世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提に、総合的な政策の重点分野への集中投入が必要」であり、その一環として、「政策税制を研究開発分野等真に有効な分野に重点化すべきである」との考え方を示した。

その後、当調査会において議論を進めた結果、以下の基本的な考え方に従い、具体的な制度設計を進めていくことにする。この制度設計に際し、当然のこと、既存の租税特別措置の本格的な統廃合を行う。

1. 研究開発税制

企業が行う研究開発の成果は広く経済全体に恩恵を及ぼすものである。しかし、投資リスクが高いため、市場原理に任せるだけでは十分な活動が行われない可能性がある。このような外部効果を有する研究開発に対し、政策税制で支援することには一定の合理性が認められる。

このため、「議論の中間整理」においては、「厳しい経済状況の下、研究開発の分野でも合理化、効率化が進められる中で、試験研究費の額が「増加」した場合等に税額控除を行う現行制度が有効に機能しなくなっている面があり、見直す必要がある。このため、英米等の例も参考としつつ、新たな研究開発税制を設ける。」との考え方を示した。

米国では、基準額からの「増加分」の一定割合を税額控除する制度に加えて、1996年より、選択制で、研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度が採用されている。この「総額」方式は、過去に研究開発支出を多く行ったために、「増加分」方式では減税効果が効きにくい企業にインセンティブを与える趣旨で導入されたものである。また、研究開発支出のウェイトの高い企業をより優遇するとの観点から、売上高に占める研究開発支出の比率が高いほど、高い比率で税額控除が受けられるように設定されている。

現下の状況を踏まえ、我が国においても、研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度を新たに導入する必要がある。その際、以下の点を踏まえた制度設計を行うこととする。

- ① 研究開発支出を増加させるインセンティブを高める観点から、基本的に売上高に占める研究開発支出の比率が高いほど、税額控除率を高く設定する。
- ② 研究開発はあらゆる分野で行われるものであることから、支援対象を特定の業種に限定せず、海外への委託研究を含め研究開発全般に適用する。
- ③ 基礎的、創造的な研究活動を支援するとともに、大学・研究機関の専門知識の活用を促進する観点から、産学官連携の共同研究、委託研究に対し、高い税額控除率を設定する。また、経営基盤の弱い中小企業の研究開発活動を支援する観点から、同じように一定の配慮を行う。
- ④ 研究開発の促進は21世紀の我が国を支える産業・技術の創出につながることから、本制度の基幹的部分は期限を区切らない措置とする。ただし、集中的に政策効果を高める観点から、時限措置として上乘せする部分を設ける。

2. 設備投資税制

「議論の中間整理」においては、「一般的な投資促進税制は、企業が過剰な設備・債務を抱え、キャッシュフローを借入金の圧縮に充てている中で、設備投資の増加につながるか疑問があり、また、将来的に競争力を失う産業にも優遇措置を与えるため、構造改革に逆行しかねない。したがって、経済社会の活性化や構造改革のために、真に有効な分野に集中・重点化した投資促進税制を創設する。」との考え方を示した。

(1) IT投資減税

IT投資の促進は、短期的な需要創出効果が見込める。それだけでなく、広く我が国企業全体の事業効率化、付加価値向上を通じ、中長期的な産業の競争力強化、経済社会の活性化につながることを期待できる。このようなIT投資に対し、集中的に政策効果を高める観点から、期限を区切り重点的な政策税制を講じる必要がある。

かかる観点から、ハードウェアのみならず、ソフトウェアも含むIT投資全体を対象とし、対象事業者の限定は行わない。また、政策措置の方法としては、企業が状況に応じて対応できるよう税額控除と特別償却の選択制とする。

（２）研究開発用の機械、設備等の特別償却

研究開発については、前述のように研究開発支出全体を対象に「総額」の一定割合を税額控除する制度を導入するほか、研究開発を設備投資の面からも更に支援するため、期限を区切り、研究開発用の機械、設備等の取得に対して特別償却による支援措置を講ずることにする。その際、研究開発を広く支援する観点から、本措置についても、対象業種を限定しない。

このような措置をとることにより、特に、いわゆる重点４分野（バイオ、ＩＴ、環境、ナノテク）をはじめとする先端分野に係る設備投資が促進されるものと考えられる。